

令和8年度
最上川下流左岸農業水利事業

最上川下流左岸地区事業再評価資料作成業務

現 場 説 明 書

東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所

1. 一般事項については別紙1のとおり。

2. 本業務における積算基地は、仙台市で考えている。

3. 作業歩掛について

「農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」（以下「積算基準」という。）に定められていない作業歩掛については、別紙2に示すとおりである。

なお、現状分析に関して排水機場の新設・増設、田んぼダムの連携を考慮した排水解析、氾濫シミュレーションを学識経験者に依頼し、その内容について本業務の整理に反映することを予定している。

4. 打合せについて

(1) 打合せは、東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所で行うこととしている。

(2) 打合せに係る配置人員は以下のとおり考えている。

打合せ段階	職 種 (人)		
	主任技師	技師A	技師B
初 回	1.0	1.0	
第2回		1.0	1.0
第3回		1.0	1.0
第4回		1.0	1.0
最終回	2.0	1.0	

各回とも打合せ0.5日、往復移動日数0.5日を計上している。

(3) 打合せに係る旅費交通費は通勤によるものとし、仙台市から事業所までライトバン移動で考えており、ライトバン損料、燃料費、高速道路料金（仙台宮城IC～東根IC間）を計上している。

(4) 最終打合せにおいて、照査技術者（主任技師）による報告を計上している。

5. 積算区分等について

(1) 積算体系：土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）令和7年度の「設計業務の価格積算基準」に基づいて算出しており、積算体系は「設計業務」を適用している。

(2) 単価期：令和8年3月期単価

(3) 工種区分：「実施設計以外」で計上している。

6. 技術者の基準日額、資材単価及び機械損料について

入札書提出開始日前日までに技術者基準日額の改正が公表され、適用の対象となった場合は、令和8年度技術者基準日額を適用する。

なお、入札書提出開始日前日までに技術者基準日額の改正がなく、技術者基準日額についての運用に係る特例措置等が施行された場合は、施行に基づき対応を行うこととする。

資材単価及び機械損料については、令和8年3月期の単価を適用する。

7. 成果物について

業務報告書は、A4・1000枚、A4チューブファイル10cm程度を想定している。

8. 豪雪補正について

本業務は、豪雪補正を計上していない。

9. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で、速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

10. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就職希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

別紙 1

契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局歳入歳出外現金出納官吏 総務部会計課課長補佐（主計） 佐藤淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「有価証券取扱主任官 東北農政局総務部会計課 課長補佐（主計） 佐藤淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局最上川下流左岸農業水利事

業所長 佐藤秀彦」と記載するように申し込むこと。

- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、銀行等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所長 佐藤秀彦」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所長 佐藤秀彦」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) (1)の規定にかかわらず、次に該当する場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

別紙2 作業歩掛

作業項目	数量	職種					
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
1. 資料の検討	事業評価のために必要な資料収集を行う。 収集した資料及び貸与資料の内容を把握し、作業計画を作成する。	1式	1.0	2.0	1.0		
2. 農業情勢等調書の作成							
2-1. 社会経済情勢の変化							
(1) 産業別就業人口の動向	産業別就業人口の動向について国勢調査結果等(過去3調査年)により整理する。	1式		0.5	1.0	1.0	
(2) 地域経済の動向	農業粗生産額、製造品出荷額、商品販売額の動向について、現計画策定時5か年と直近5か年を農林水産統計年報、工業統計表、商業統計表により整理する。	1式		0.5	1.0	1.0	
(3) 農業の動向	農業経営体、土地、主要作物、大家畜、地域指定の動向について、農林業センサス(過去3調査年)により整理する。	1式	1.0	2.0	2.0	2.0	
(4) 経営耕地面積規模別及び経営体区分別農業経営体数の整理	経営耕地面積規模別経営体数、経営体区分別農業経営体数について、農林業センサス(過去3調査年)により整理する。	1式		1.0	2.0	1.0	
(5) 認定農業者数の推移	認定農業者数(経営体)及び認定農業数(法人)の推移について、農業経営改善計画の認定状況により整理する。	1式		1.0	2.0	1.0	
(6) 法人化の協業経営及び組織形態別集落営農数の推移	法人化の協業経営及び組織形態別集落営農数の推移について、農林業センサス(過去3調査年)及び集落営農実態調査により整理する。	1式		1.0	2.0	1.0	
2-2. 費用対効果分析の基礎となる要因の変化							
(1) 営農計画	作付面積、単位面積当たり収量、作付率について、現計画に基づき現況と計画の作物毎に整理するとともに、各種振興計画から今後の作物振興の見直しについて整理する。	1式	1.0	2.0	3.0	2.0	
(2) 農業振興計画等の見直し状況	事業計画時と現在の県、市町村、農協等による農業振興計画等の見直し状況について整理する。	1式	1.0	2.0	3.0	2.0	
(3) 農産物の動向	作付面積、農産物価格、労賃単価、単位面積当たり収量について、現計画策定時5か年と直近5か年を農林水産統計年報、農業物価統計により整理・対比し、変化の状況及び要因について検討する。	1式	1.0	2.0	3.0	1.0	
3. 総事業費の算定及び費用対効果分析							
(1) 総費用の算定	再評価時点の費用対効果分析における総費用を整理する。	1式	1.0	2.0	5.0	7.0	5.0
(2) 年効果額の算定	事業計画時の資料に基づき、主に時点修正を行い、年効果額を整理する。また、その根拠資料を整理する。	1式	3.0	4.0	7.0	15.0	15.0
(3) 費用対効果分析の整理	上記で算定した総費用、年効果額を基に費用対効果分析を行うとともに、その変動要因等を分析・整理する。	1式	1.0	2.0	2.0	2.0	
4. 現状分析							
(1) 農業振興の必要性	優良農業地域(食料供給基地)、地区の社会経済情勢、農業振興計画等の変化から農業振興の必要性を検討する。	1式	0.5	1.0			
(2) 上位計画との整合	最近の各種農業施策(農林水産業・地域の活力創造プラン等)との整合について検討する。	1式	0.5	1.0			
(3) 一部効用の確認	一部施設の供用開始、農業への多面的効果、その他波及的効果の発現について検討する。	1式	0.5	1.0			
(4) 事業評価の妥当性	営農計画、経済効果等に関わる基礎的要因により、事業評価の妥当性について検討する。	1式	0.5	1.0			
(5) 事業継続の必要性	農業振興の必要性及び事業評価の妥当性により、事業継続の必要性について整理する。	1式	0.5	1.0			
5. 「環境との調和への配慮」調書の作成	環境との調和への配慮の内容について調書を作成する。	1式	0.5	1.0	2.0		
6. 「事業コスト縮減等の可能性」調書の作成	事業コスト縮減に関して、評価時点までに行った取り組みと今後予定している取り組みについて調書を作成する。	1式	0.5	1.0	2.0		
7. 技術検討会資料(案)の作成							
(1) 事業評価結果(案)	2. 農業情勢等調書の作成～4. 現状分析までの作業項目を踏まえ、事業評価結果(案)について所定の様式に整理する。	1式	1.0	1.0	2.0	2.0	
(2) 事業評価説明資料	事業評価に当たっての第三者による「技術検討会」での説明資料(パワーポイントを含む)について作成する。	1式	1.0	1.0	5.0	10.0	10.0
(3) 事業評価説明資料基礎資料	事業評価説明資料の基礎資料について整理する。 事業評価に当たって想定される課題を検討し、その項目とその内容について整理する(想定問答の作成を含む)。	1式	3.0	5.0	5.0	5.0	3.0
8. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式	2.5				
9. 点検とりまとめ	各作業項目の成果品について、点検とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1式	1.0	2.0	2.0	3.0	3.0
合計			22.0	38.0	52.0	56.0	36.0